

## 議案第 2 号

杉並区行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 10 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政手続条例の一部を改正する条例

杉並区行政手続条例（平成 7 年杉並区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 34 条）」を「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 34 条の 2）」に改める。  
「第 4 章の 2 処分等の  
第 30 条—第 34 条の 2）」  
求め（第 34 条の 3）」

第 2 条第 1 項第 1 号中「同じ。）」の次に「並びに同法第 252 条の 17 の 2 第 1 項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 55 条第 1 項の規定に基づく東京都の条例により杉並区（以下「区」という。）が処理することとされた事務について規定する東京都の条例、東京都の規則及び東京都教育委員会の規則」を加え、同項第 4 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第 5 号中「杉並区」を「区」に改め、同条第 2 項中「第 32 条」の次に「及び第 33 条第 2 項」を加え、「同項第 3 号」を「前項第 3 号」に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改める。

第 33 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、区の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づく東京都の条例により区が処理することとされた事務について規定する東京都の条例を含む。以下同じ。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした区の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該区の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する区の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は区の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

#### (提案理由)

処分等の求め及び行政指導の中止等の求めの設ける等の必要がある。

杉並区行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略
第4章 <u>行政指導（第30条—第34条の2）</u>	第4章 <u>行政指導（第30条—第34条）</u>
第4章の2 <u>処分等の求め（第34条の3）</u>	
第5章 略	第5章 略
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。） <u>並びに同法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づく東京都の条例により杉並区（以下「区」という。）が処理することとされた事務について規定する東京都の条例、東京都の規則及び東京都教育委員会の規則をいう。</u>	(1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____をいう。

(2)及び(3) 略

(4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 略

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

(5) 区の機関 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される区の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

(6)及び(7) 略

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる用語の意義は第32条及び第33条第2項において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、前項第3号に掲げる用語の意義は第31条において同号中「条例

(2)及び(3) 略

(4) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 略

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

(5) 区の機関 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される杉並区の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

(6)及び(7) 略

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる用語の意義は第32条\_\_\_\_\_において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、同項第3号に掲げる用語の意義は第31条において同号中「条例

等」とあるのは「法令又は条例等」とする。

(適用除外)

第3条 処分又は行政指導で行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(行政指導の方式)

第33条 略

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、区の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 略

(行政指導の中止等の求め)

等」とあるのは「法令又は条例等」とする。

(適用除外)

第3条 処分又は行政指導で行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(行政指導の方式)

第33条 略

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 略

第34条の2 法令又は条例等に違反す

る行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づく東京都の条例により区が処理することとされた事務について規定する東京都の条例を含む。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした区の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適

合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

- 3 当該区の機関は、第1項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

- 第34条の3 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する区の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所  
(2) 法令又は条例等に違反する事実の内容  
(3) 当該処分又は行政指導の内容  
(4) 当該処分の根拠となる条例等の

<p>条項又は当該行政指導の根拠となる 法律若しくは条例の条項</p> <p>(5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該行政庁又は区の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u></p>
---

附則第2項による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(杉並区行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 手続条例第3条、第4条又は<u>第33条第4項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（手続条例第2条第1項第6号に規定する行政指導をいう。）については、手続条例<u>第33条第3項</u>及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>(杉並区行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 手続条例第3条、第4条又は<u>第33条第3項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（手続条例第2条第1項第6号に規定する行政指導をいう。）については、手続条例<u>第33条第2項</u>及び第34条の規定は、適用しない。</p>